

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年1月13日
【四半期会計期間】	第59期第1四半期（自 2020年9月1日 至 2020年11月30日）
【会社名】	株式会社コジマ
【英訳名】	Kojima Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中澤 裕二
【本店の所在の場所】	栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っております。)
【電話番号】	-
【事務連絡者氏名】	-
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区西池袋三丁目28番13号 池袋西口共同ビル8階
【電話番号】	03(6907)3113(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役専務専務執行役員経営企画本部長 荒川 忠士
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第58期 第1四半期 累計期間	第59期 第1四半期 累計期間	第58期
会計期間	自 2019年9月1日 至 2019年11月30日	自 2020年9月1日 至 2020年11月30日	自 2019年9月1日 至 2020年8月31日
売上高 (百万円)	64,987	69,279	288,216
経常利益 (百万円)	978	2,079	7,382
四半期(当期)純利益 (百万円)	877	1,377	6,056
持分法を適用した場合の 投資利益 (百万円)	-	-	-
資本金 (百万円)	25,975	25,975	25,975
発行済株式総数 (株)	77,912,716	77,912,716	77,912,716
純資産額 (百万円)	48,796	54,464	53,999
総資産額 (百万円)	112,704	120,125	128,190
1株当たり四半期(当期)純利 益 (円)	11.30	17.75	78.04
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	11.30	17.73	78.01
1株当たり配当額 (円)	-	-	12.00
自己資本比率 (%)	43.3	45.3	42.1

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が当社の事業に与える影響については、今後の状況を注視してまいります。

### 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

#### (1) 財政状態及び経営成績の状況

当第1四半期累計期間（2020年9月1日から2020年11月30日まで）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症（以下「本感染症」という）の影響により厳しい状況にありますが、持ち直しの動きがみられます。個人消費は総じてみれば持ち直しているものの、本感染症による影響で、企業収益は大幅な減少が続いており、雇用情勢は弱い動きとなっております。

当家電小売業界における売上は、本感染症による影響が生じております。商品別にはパソコン周辺機器やゲームのほか、加湿器や空気清浄機が牽引した季節家電が好調、またテレビ等が堅調に推移いたしました。一方、この他の商品は、おしなべて低調に推移いたしました。

このような状況の中、当社は、「お客様第一主義を実践し、最高のサービスをお客様に提供することで社会に貢献する」の経営理念のもと、「お客様のくらしを『より快適に』『より便利に』『より楽しく』します。くらし応援コジマ」をスローガンに掲げ、ビックカメラとの統合効果を最大限に発揮し、企業価値の向上に取り組んでおります。また、本感染症拡大防止のために、お客様と従業員の安全確保を最優先に考え、マスク着用、丁寧な手洗い・消毒、従業員の出退勤時の検温、店内消毒、レジ・カウンター等への飛沫感染防止シート設置、ソーシャルディスタンスの確保などの対策を継続して実施しております。当社は、お客様の住まいに近く、くらし関連の不可欠なサービスを提供し、地域のお客様の“必要”にお役に立てるよう、店舗運営に取り組んでおります。

ビックカメラグループの幅広い取扱い商品を強みに、品揃えの拡充や専門性の向上に取り組み、モノからコト軸への提案を進め、更に、お客様に体験価値や満足感を得ていただける展示・接客の充実に努めております。非家電商品の導入につきましては、2020年10月17日に「コジマ×ビックカメラ 大東店」で酒類の販売を開始しております。また、コロナ禍で店頭実演や体験・体感イベントの実施が困難な状況下においても、当社従業員が、自ら商品の便利さ・快適さをお客様にご説明するための動画コンテンツを作成し、店頭にて配信するなど、引き続き店舗の魅力向上に努めております。

さらに、デジタル商品の買取・購入後のサポートを充実させた「サービスサポートカウンター」の設置店舗拡大や、社員が直接お客様宅を訪問しお困り事を解決する「コジマくらし応援便」の対象エリア拡大・サービスメニュー拡充を進めるとともに、連携を強化し、店舗のみで行っていたサービスをお客様宅でも行えるよう努めております。これらの地域密着のサービスをより一層強化し、地域の皆様からもっとも身近で愛され必要とされる店舗づくりに取り組んでおります。また、家の中で過ごす時間が長くなったことにより需要が増えた、テレワークやオンライン授業、ご家庭でのくらしに役立つ商品・サービスを充実させるなど、お客様の変わりゆくニーズにいち早く気づき、素早く対応し、少しでも快適になっていただくためのご提案を進めております。

2020年10月には「dポイント」の利用を全店舗においてスタートさせ、お買物がもっと便利になる仕組みづくりも進めております。

店舗展開におきましては、2020年11月21日に「コジマ×ビックカメラ イオンタウンふじみ野店」（埼玉県ふじみ野市）を開店した一方、同市内の「コジマ×ビックカメラ 上福岡店」など2店舗を閉店し、2020年11月末現在の店舗数は142店舗となりました。

また、ご来店いただいたお客様の声を店舗づくりに反映し、更なる進化を目指すとともに、異業種とのコラボ店舗など、新たな店舗モデルの構築や出店形態の多様化に取り組んでおります。

以上の結果、当第1四半期累計期間の売上高は692億79百万円（前年同期比6.6%増）、営業利益は20億57百万円（前年同期比120.9%増）、経常利益は20億79百万円（前年同期比112.6%増）、四半期純利益は13億77百万円（前年同期比57.0%増）となりました。

## 財政状態の分析

### (資産の部)

当第1四半期会計期間末の総資産は、前事業年度末に比べ80億64百万円減少(前事業年度末比6.3%減)し、1,201億25百万円となりました。主な要因は、売掛金の増加25億42百万円、商品の増加51億91百万円があったものの、現金及び預金の減少144億37百万円によるものであります。

### (負債の部)

当第1四半期会計期間末の負債合計は、前事業年度末に比べ85億30百万円減少(前事業年度末比11.5%減)し、656億61百万円となりました。主な要因は、買掛金の増加34億96百万円があったものの、前受金の減少14億61百万円、未払消費税等を含むその他流動負債の減少27億57百万円、長期借入金の減少70億14百万円によるものであります。

### (純資産の部)

当第1四半期会計期間末の純資産合計は、前事業年度末に比べ4億65百万円増加(前事業年度末比0.9%増)し、544億64百万円となりました。主な要因は、剰余金の配当(純資産の減少)9億31百万円があったものの、四半期純利益(純資産の増加)13億77百万円によるものであります。

## 経営成績の分析

### (売上高、売上原価、販売費及び一般管理費)

当社の売上高の状況につきましては、季節家電、ゲームやパソコン周辺機器が好調に推移した結果、当第1四半期累計期間における売上高は692億79百万円(前年同期比6.6%増)となりました。

一方、売上原価は493億83百万円(前年同期比4.8%増)となりました。

また、販売費及び一般管理費は178億38百万円(前年同期比5.5%増)となりました。

### (営業外収益、営業外費用)

営業外収益は67百万円(前年同期比24.4%減)となりました。これは主として受取利息を10百万円(前年同期比31.2%減)、受取手数料を10百万円(前年同期比29.0%減)、受取保険金を38百万円(前年同期比18.4%増)、それぞれ計上したことによるものであります。

一方、営業外費用は45百万円(前年同期比6.0%増)となりました。これは主として支払利息を25百万円(前年同期比8.9%減)、支払手数料を7百万円(前年同期比5.7%増)、それぞれ計上したことによるものであります。

### (特別損失)

特別損失は47百万円(前年同期比344.4%増)となりました。これは固定資産除却損を47百万円計上したことによるものであります。

## (2) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

## (3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

## (4) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 3【経営上の重要な契約等】

#### 株式会社ビックカメラとの間で役務提供等に係る費用負担に関する契約

当社は、2019年10月9日に株式会社ビックカメラ（以下「ビックカメラ」といいます。）との間で役務提供等に係る費用負担に関する契約及びこれに付帯する覚書を締結しており、同契約の更新に伴い、2020年9月10日に再締結いたしました。

#### 概要

当社とビックカメラとの間の取引について、ビックカメラグループから当社に提供されている仕入れ、販売、経営戦略に係るノウハウ及びブランドの使用許諾に基づく対価の支払い、ビックカメラグループより当社に提供されている、物流関連業務に係る費用負担の適正化、ビックカメラが行っているテレビCMなどの広告宣伝に係る当社の費用負担に関し、独立当事者間としての公正な取引価格として認められる基準により、当社からビックカメラに支払うことを合意するものです。

契約締結日 2020年9月10日

#### 契約期間

2020年9月1日から2021年8月31日までの1年間とし、本契約等の継続の要否及び条件の変更等については、本契約等締結後の状況を踏まえ独立した第三者の法律専門家及び独立役員の意見を得て検討する。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	97,200,000
計	97,200,000

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (2020年11月30日)	提出日現在発行数(株) (2021年1月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	77,912,716	77,912,716	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	77,912,716	77,912,716	-	-

##### (2)【新株予約権等の状況】

###### 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2020年10月19日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)4名
新株予約権の数	232個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 23,200株 (注1)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	自 2020年11月5日 至 2070年11月4日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注2)
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

新株予約権の発行時(2020年11月4日)における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という)は1個当たり100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### 3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができる。

その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

### 4. 譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

### 5. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注1)に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(注2)に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使条件

上記(注3)に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注3)の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、以下イ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

決議年月日	2020年10月19日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員及び従業員（課長職以上）139名
新株予約権の数	943個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 94,300株（注1）
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	自 2023年11月5日 至 2025年11月4日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	（注2）
新株予約権の行使の条件	（注3）
新株予約権の譲渡に関する事項	（注4）
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注5）

新株予約権の発行時(2020年11月4日)における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は1個当たり100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社が所属するグループ会社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、執行役員又は従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。

その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

5. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注1)に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(注2)に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使条件

上記(注3)に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注3)の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、以下イ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合)は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2020年9月1日～ 2020年11月30日	-	77,912,716	-	25,975	-	6,493

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2020年8月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2020年11月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 300,900	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 77,602,400	776,024	-
単元未満株式	普通株式 9,416	-	-
発行済株式総数	77,912,716	-	-
総株主の議決権	-	776,024	-

（注） 「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が500株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数5個が含まれております。

【自己株式等】

2020年11月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合（％）
（自己保有株式） 株式会社コジマ	栃木県宇都宮市星が丘 二丁目1番8号	300,900	-	300,900	0.39
計	-	300,900	-	300,900	0.39

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（2020年9月1日から2020年11月30日まで）及び第1四半期累計期間（2020年9月1日から2020年11月30日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

### 3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

## 1【四半期財務諸表】

## (1)【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年8月31日)	当第1四半期会計期間 (2020年11月30日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	30,144	15,706
売掛金	13,721	16,264
商品	36,990	42,182
貯蔵品	148	138
前払費用	1,185	1,151
未収入金	2,128	1,516
その他	549	567
貸倒引当金	212	214
<b>流動資産合計</b>	<b>84,656</b>	<b>77,312</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物(純額)	9,128	8,951
土地	8,605	8,605
その他(純額)	1,477	1,460
<b>有形固定資産合計</b>	<b>19,212</b>	<b>19,017</b>
<b>無形固定資産</b>		
その他	1,096	1,048
<b>無形固定資産合計</b>	<b>1,096</b>	<b>1,048</b>
<b>投資その他の資産</b>		
前払年金費用	2,292	2,305
繰延税金資産	8,921	8,498
長期前払費用	471	450
差入保証金	11,471	11,424
その他	122	121
貸倒引当金	54	54
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>23,226</b>	<b>22,747</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>43,534</b>	<b>42,813</b>
<b>資産合計</b>	<b>128,190</b>	<b>120,125</b>

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年8月31日)	当第1四半期会計期間 (2020年11月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	18,860	22,357
1年内返済予定の長期借入金	4,441	4,292
1年内償還予定の社債	200	200
リース債務	151	131
未払金	5,390	5,214
未払法人税等	1,175	385
前受金	5,780	4,318
賞与引当金	1,115	1,737
ポイント引当金	2,199	2,092
店舗閉鎖損失引当金	278	298
資産除去債務	341	417
その他	4,721	1,963
流動負債合計	44,657	43,409
固定負債		
社債	800	700
長期借入金	21,732	14,718
リース債務	471	444
商品保証引当金	496	446
店舗閉鎖損失引当金	467	430
資産除去債務	4,323	4,269
その他	1,242	1,242
固定負債合計	29,533	22,251
負債合計	74,191	65,661
純資産の部		
株主資本		
資本金	25,975	25,975
資本剰余金	15,913	15,913
利益剰余金	12,252	12,698
自己株式	155	152
株主資本合計	53,985	54,435
新株予約権	13	29
純資産合計	53,999	54,464
負債純資産合計	128,190	120,125

( 2 ) 【四半期損益計算書】  
【第1四半期累計期間】

( 単位：百万円 )

	前第1四半期累計期間 (自 2019年9月1日 至 2019年11月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年9月1日 至 2020年11月30日)
売上高	64,987	69,279
売上原価	47,141	49,383
売上総利益	17,845	19,896
販売費及び一般管理費	16,914	17,838
営業利益	931	2,057
営業外収益		
受取利息	15	10
受取手数料	14	10
受取保険金	32	38
店舗閉鎖損失引当金戻入額	13	-
その他	13	8
営業外収益合計	89	67
営業外費用		
支払利息	28	25
社債利息	-	0
支払手数料	6	7
その他	7	12
営業外費用合計	42	45
経常利益	978	2,079
特別利益		
固定資産売却益	0	-
特別利益合計	0	-
特別損失		
固定資産除却損	10	47
特別損失合計	10	47
税引前四半期純利益	967	2,032
法人税、住民税及び事業税	90	231
法人税等調整額	-	423
法人税等合計	90	654
四半期純利益	877	1,377

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症(以下「本感染症」という)について、収束時期や再拡大の可能性等を正確に予測することは困難ではありますが、当社は、外部情報等を踏まえ、2021年8月期中には当該影響が正常化していくとの仮定を置き、繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損会計等の会計上の見積りを行っております。

なお、本感染症の経営環境への影響は不確定な状況にあり、状況が変化した場合には、当社の財政状態及び経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。

(四半期貸借対照表関係)

貸出コミットメント

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と貸出コミットメント契約及び当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年8月31日)	当第1四半期会計期間 (2020年11月30日)
貸出コミットメントの総額 及び当座貸越極度額	32,600百万円	32,600百万円
借入実行残高	-	-
差引額	32,600	32,600

(四半期損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2019年9月1日 至 2019年11月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年9月1日 至 2020年11月30日)
減価償却費	424百万円	410百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2019年9月1日 至 2019年11月30日)

1. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年11月14日 定時株主総会	普通株式	776	10.00	2019年8月31日	2019年11月15日	利益剰余金

(2) 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日  
後となるもの

該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 2020年9月1日 至 2020年11月30日)

1. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年11月18日 定時株主総会	普通株式	931	12.00	2020年8月31日	2020年11月19日	利益剰余金

(2) 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日  
後となるもの

該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社には、音響映像商品・家庭電化商品・情報通信機器商品等の物品販売業部門以外の重要なセグメントがないため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2019年9月1日 至 2019年11月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年9月1日 至 2020年11月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	11円30銭	17円75銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	877	1,377
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	877	1,377
普通株式の期中平均株式数(株)	77,611,797	77,612,243
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	11円30銭	17円73銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	5,028	66,862
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年1月13日

株式会社コジマ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 末村 あおぎ 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 関 信 治 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社コジマの2020年9月1日から2021年8月31日までの第59期事業年度の第1四半期会計期間（2020年9月1日から2020年11月30日まで）及び第1四半期累計期間（2020年9月1日から2020年11月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社コジマの2020年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。